

# 所得税法

## 本試験問題

〔第一問〕

問1 青色申告制度について、青色申告者の記帳義務、帳簿書類の保存義務、青色申告者のみが申告書に添付することとされている書類について説明しなさい。

問2 損益通算制度について、制度の概要及び計算順序について説明しなさい。

なお、生活に通常必要でない資産に係る損失の金額、変動所得の損失の金額及び被災事業用資産の損失の金額に関する事項並びに租税特別措置法の規定に関する事項については解答を要しない。

〔第二問〕

問1

3 専従者給与1,200,000円（本年5月から毎月150,000円）は甲の妻に対するものである。甲の妻は開業以来、甲の事業の経理、総務関係の事務を専従で行っており、毎月150,000円の給与賃金は、労務の対価として相当の金額と認められる。

【資料Ⅳ】

甲がA社から受領した本年分給与所得の源泉徴収票には次の記載がなされている。

|            |            |
|------------|------------|
| (1) 支払金額   | 2,400,000円 |
| (2) 源泉徴収税額 | 155,420円   |
| (3) 社会保険料等 | 336,820円   |

【資料Ⅴ】

1 甲がA社から受領した本年分退職所得の源泉徴収票には次の記載がなされている。

|            |            |
|------------|------------|
| (1) 支払金額   | 1,800,000円 |
| (2) 源泉徴収税額 | 367,650円   |

なお、甲はA社に退職所得の受給に関する申告書を提出していない。

【資料Ⅵ】

1 甲が本年中に支払った医療費に関するものは次のとおりである。

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| (1) 診療費・治療費の合計額          | 68,000円     |
| (2) 処方された医薬品の購入費の合計額     | 8,000円      |
| (3) 通院するためのタクシー代         | 4,300円      |
| (4) 特定一般用医薬品等購入費の合計額     | 27,000円（注1） |
| (5) 人間ドック費用（異常は発見されなかった） | 32,400円（注2） |

（注1）治療や療養に必要な医薬品の購入の対価に該当する。  
（注2）医療費控除の特例の適用を受けるための一定の取組に該当する。

2 甲が本年中に自己で支払った保険料は、次のとおりである。

|               |          |
|---------------|----------|
| (1) 任意継続社会保険料 | 289,044円 |
| (2) 国民年金保険料   | 147,060円 |
| (3) 生命保険料     |          |
| ① 一般分の旧生命保険料  | 150,000円 |
| ② 旧個人年金保険料    | 180,000円 |
| ③ 介護医療保険料     | 120,000円 |
| (4) 地震保険料     | 8,000円   |

## TAC予想問題

●実力完成答練 第5回〔第一問〕

問 次の各問について説明しなさい。

① 所得税（復興特別所得税を含む）の青色申告制度について  
なお、特典については触れる必要はない。

●全国公開模試〔第一問〕

問 居住者A（給与所得者である。以下、「A」という。）は、本年中に、土地と建物（以下、「不動産」という。）を取得して、貸付の用に供するつもりでいるが、数点の懸念事項があり、税理士であるあなたに対し次のような相談をした。

（懸念事項1）

不動産の貸付けによる所得は、不動産所得になることは理解しているが、この不動産所得が赤字になってしまった場合、その年分の所得税の計算はどうなるのか。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕

(1) 青色事業専従者給与 1,400,000円

これは、本年6月1日から甲の事業に従事している妻に対して支払った給与の合計額であり、上記2の届出書に記載された金額の範囲内で、かつ、労務の対価として相当であると認められるものである。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

【資料1】

乙は、T株式会社（以下、「T社」という。）に勤務する給与所得者で、本年1月から12月までの期間内に支給日が到来し、支給された給与等の金額は4,905,900円である。

なお、この金額は、源泉徴収税額347,100円及び社会保険料720,000円が控除された後の金額である。

●直前予想答練 第1回〔第二問〕

【資料2】

乙は、O社より退職金として15,000,000円を受けている。

なお、乙は、本年中の退職に関して、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない。

また、乙は、平成27年3月31日に4年3ヵ月非常勤役員として勤務したL社より5,000,000円の退職金を受けている。

●全国公開模試〔第2問〕

【資料Ⅶ】

1 甲が本年中に支払った保険料、医療費等は、次のとおりである。

- (1) Aの医療費 580,000円  
これは、甲が相続したAの預金から支払ったものであり、Aの相続税の計算上、債務控除の対象となったものである。
- (2) 長男の妻の出産費用及び定期検診費用 65,000円  
これは、同一生計親族である長男の妻の第一子出産に係る費用であり、出産育児一時金による補填額控除後の金額である。

なお、長男の妻は、長男の所得税の計算において控除対象配偶者とされている。

- (3) 甲及び甲の妻に係る医療費 18,800円
- (4) 甲がドラッグストアで購入したスイッチOTC医薬品の購入費用 110,000円
- (5) 甲の予防接種の費用 5,000円
- (6) 国民年金保険料及び国民健康保険料 1,034,300円
- (7) 生命保険料
  - ① 旧一般保険料 55,000円
  - ② 新一般保険料 45,000円（G生命保険契約の保険料を含む。）
  - ③ 旧個人年金保険料 240,000円

ズバンの中!

【資料Ⅵ】

- 4 本年末において、甲の親族の状況は次のとおりである。
- (1) 甲の妻（56歳）は甲の事業の専従者である。
  - (2) 甲の長女（26歳）はG社に勤務しており、一人暮らしで生計は別である。
  - (3) 甲の長男（21歳）は大学生で甲と同居しているが、コンビニエンスストアでアルバイトをしており、その給与収入は800,000円である。なお、甲の長男の本年分の国民年金保険料196,080円は、甲の長男自身が支払っている。
  - (4) 上記以外に生計を一にする親族はいない。

問2

【資料Ⅱ】

- 2 雑収入733,280円の内訳として、太陽光発電装置の設置（賃貸アパートの共用部で使用する電気代に充当するために設置）により、後日、乙の居住する市から受領している補助金500,000円と、太陽光発電装置からの余剰電力を売却したことによる収入233,280円がある（太陽光発電装置は本年に設置したもので、減価償却費関係については【資料Ⅲ】2(2)を参照）。

【資料Ⅲ】

【資料1】の損益計算書には反映されていないもので、修正処理の検討が必要なものは次のとおりである。

- 1 前年末の固定資産の状況は次のとおりである。

| 科目     | 内容                | 取得日    | 税込取得価額（円）  | 取得価額の5%（円） | 耐用年数 | 前年末簿価（円）   |
|--------|-------------------|--------|------------|------------|------|------------|
| 建物     | 賃貸アパート本体          | 平成9年2月 | 51,500,000 | 2,575,000  | 34   | 12,276,977 |
| 建物附属設備 | 賃貸アパート電気・給排水・ガス設備 | 平成9年2月 | 12,875,000 | 643,750    | 15   | 643,750    |
| 合計     |                   |        | 64,375,000 |            |      | 12,920,727 |

●実力完成答練 第2回〔第二問〕

【資料Ⅶ】

本年12月31日現在、甲と生計を一にし、かつ、同居している親族は、次のとおりである。

- 1 妻（53歳）  
本年中の収入はない。
- 2 長男（25歳）  
本年中の収入は、甲から支払を受けた給与のみである。
- 3 長女（23歳）  
本年中の収入は、給与収入500,000円のほか、内職収入520,000円（必要経費は130,000円である。）がある。  
（注）長女は、家内労働法第2条第2項に規定する家内労働者に該当する。
- 4 次女（21歳）  
大学生であり、本年中の収入は、給与収入1,030,000円のみである。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

【資料Ⅲ】

2. 上記1で設置した太陽光発電装置で発電した電気は、自宅で消費しているが、余剰電力を電力会社に売却（売電）しており、その収入は28,000円である。
- なお、上記発電装置の本年における発電量は3,837kWであり、そのうち672kWを売電している。
- （注）太陽光発電装置の耐用年数は17年である。なお、乙は償却方法を選定していない。

●全国公開模試〔第二問〕

- 3 Aが貸付けの用に供していたアパート2棟（全12室）については、Aの平成30年分の青色申告決算書の減価償却資産の明細には次のように記載されていた。

| 資産の名称 | 取得年月    | 取得価額        | 償却方法 | 耐用年数（償却率）  | 本年分の償却費  | 本年9月15日の未償却残高 |
|-------|---------|-------------|------|------------|----------|---------------|
| アパートa | 平成6年5月  | 15,000,000円 | 旧定率法 | 47年（0.048） | 168,624円 | 4,515,364円    |
| アパートb | 平成20年1月 | 22,000,000円 | 定額法  | 47年（0.022） | 363,000円 | 16,797,000円   |

ズバンの中!

【資料Ⅳ】

乙は本年11月1日、所有していたC土地を譲渡した。C土地及びD家屋（以下、「C土地等」という。）に関する情報は次のとおりである。

1 C土地等の譲渡までの経緯

- (1) 丁（乙の父）は昭和54年4月1日に第三者からC土地を8,000,000円で購入した。この購入に当たって、丁は不動産登記費用200,000円及び不動産仲介手数料300,000円を支払った（その他、取得に係る費用はない）。
- (2) 丁は昭和55年3月20日、C土地にD家屋を建築し16,000,000円を支払った。昭和55年4月1日から丁、丙（乙の母）及び乙がD家屋において居住を開始した。
- (3) 平成4年11月22日、乙は結婚に伴い、丁及び丙とは別居した。
- (4) 平成25年6月10日、丁が死亡したことに伴い、C土地等は丙が相続により取得した（この相続時の相続税評価額は、C土地が35,000,000円、D家屋が3,000,000円）。これ以降、丙はD家屋にひとりで暮らしていた。
- (5) 平成29年7月1日、丙が死亡したことに伴い、C土地等は乙が相続により取得した（この相続時の相続税評価額は、C土地が38,000,000円、D家屋が2,000,000円）。
- (6) 本年9月30日、乙はC土地を更地にして売却するため、D家屋を取壊し、取壊費用1,296,000円を解体業者へ支払った。
- (7) C土地は、上記(5)の相続開始後から譲渡の時まで、また、D家屋は上記(5)の相続開始後から取壊し時まで、いずれも未利用であった。

2 C土地等の相続時に負担した相続税額

乙は本年4月20日、丙の相続開始（相続人は乙のみ）に伴う相続税申告書を提出して納税したが、その相続税申告書によると相続税額等は次のとおりである。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 相続税額       | 6,800,000円  |
| (2) 相続税の課税価格   | 80,000,000円 |
| (3) C土地の相続税評価額 | 38,000,000円 |

3 本年のC土地の譲渡等に関する情報

- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| (1) 譲渡先                            | 第三者         |
| (2) 受領した譲渡金額                       | 46,000,000円 |
| (3) 受領した固定資産税相当額の精算金               | 12,712円     |
| (4) 支払った不動産仲介手数料                   | 1,555,200円  |
| (5) 売買契約書に貼付した収入印紙代                | 20,000円     |
| (6) C土地の本年分の固定資産税<br>（本年末までに全額納付済） | 100,000円    |

【資料Ⅴ】

- (3) 乙が本年中に受領した株式に係る剰余金の配当の内訳は次のとおりである。

| 銘柄          | 収入金額      | 源泉所得税等  | 配当計算期間 |
|-------------|-----------|---------|--------|
| X社株式（上場株式）  | 500,000   | 76,575  | 1年     |
| Y社株式（上場株式）  | 300,000   | 45,945  | 1年     |
| Z社株式（非上場株式） | 80,000    | 16,336  | 6か月    |
| Z社株式（非上場株式） | 60,000    | 12,252  | 6か月    |
| Q社株式（非上場株式） | 90,000    | 18,378  | 1年     |
| 合計          | 1,030,000 | 169,486 |        |

- (4) 配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子はない。
- (5) X社株式の譲渡損失はX社株式の配当と損益通算する。
- (6) 申告不要を選択できるものは申告不要とする。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕

- 問2 居住者乙（年齢41歳）の平成30年（以下「本年」という。）分の所得税の計算に関する事項は以下の資料のとおりである。この資料に基づき、乙の本年分の譲渡所得の金額を、その計算の過程を示して計算しなさい。

【資料】

- 1 乙は、本年5月、乙が居住の用に供していた家屋及びその敷地（以下「譲渡資産」という。）を譲渡し、その譲渡代金をもって乙の居住の用に供する家屋及びその敷地（以下「買換資産」という。）を取得し、直ちに居住の用に供している。

2 譲渡資産に関する資料

- (1) 取得日 平成28年4月  
この譲渡資産は、乙と生計を一にし、かつ、同居していた父が昭和51年9月に取得し、以後所有していたものであるが、平成28年4月に乙の父が死亡したことに伴い、乙が相続（限定承認によるものではない。）により取得したものである。
- (2) 所有期間 平成28年4月から本年5月まで
- (3) 居住期間 昭和51年9月から本年5月まで
- (4) 取得価額
- |      |                                    |
|------|------------------------------------|
| ① 家屋 | 15,000,000円<br>（同種の減価償却資産の耐用年数22年） |
| ② 土地 | 25,000,000円                        |
| ③ 合計 | 40,000,000円                        |
- (5) 譲渡対価
- |      |             |
|------|-------------|
| ① 家屋 | 10,000,000円 |
| ② 土地 | 65,000,000円 |
| ③ 合計 | 75,000,000円 |
- (6) 譲渡費用 2,992,500円  
なお、家屋部分と土地部分との区分は、不明である。

3 買換資産に関する資料

- なお、建築後使用されたことのないものである。
- (1) 家屋 25,000,000円（家屋の床面積 100㎡）
- (2) 土地 40,000,000円（土地の面積 250㎡）
- (3) 合計 65,000,000円

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

【資料Ⅱ】

甲は、本年中に次の利子・配当を受け取っている。

| 種 類   | 支払日又は効力発生日          | 支払額                 | 外国所得税額            | 源泉徴収税額             |
|-------|---------------------|---------------------|-------------------|--------------------|
| B預金利子 | 本年2月15日<br>本年8月15日  | 700円<br>800円        | —<br>—            | 105円<br>120円       |
| C預金利子 | 本年11月20日            | 1,100円              | 110円              | —                  |
| D社配当金 | 本年6月22日<br>本年12月22日 | 60,000円<br>70,000円  | —<br>—            | 12,000円<br>14,000円 |
| E社配当金 | 本年2月10日<br>本年8月10日  | 55,000円<br>110,000円 | 5,500円<br>11,000円 | 9,900円<br>—        |

- (注1) B預金利子は、B銀行の日本国内にある支店の口座に預け入れたものである。
- (注2) C預金利子は、X国での生活のために、C銀行のX国内にある支店に開設した銀行口座に係るものである。
- (注3) D社配当金は、内国法人D社（非上場会社である。）の配当金である。
- (注4) E社配当金は、外国法人E社（非上場会社である。）の配当金であり、日本国内における支払の取扱者を經由して受け取っている。
- (注5) 配当金の計算期間はいずれも6ヶ月である。
- (注6) 上記利子・配当に関し、確定申告が不要なものについては、申告しないこととする。

ズバンの中!